

## 靖国問題の最近の経過と現状

縄 田 早 苗

### 自らの首をしめた自民党

靖国神社法案は一九六九年の第六一国会いらい昨年（第七二国会）まで、五たび国会に提出され、そのつど廃案になるといふ、いわくつきの法案である。法案が憲法二〇条の「宗教の自由」、「政教分離」の原則に違反し、かつ八九条の「宗教上の組織、団体に対する公金支出禁止」の条項にも違反するという野党がわの追及に抗しきれず、さしもの自民党も強引に成立させることには多少のためらいを感じているかにも見える。

五たびの廃案をめぐって、もっとも印象的であったのは昨年（一九七四）五月、第七二国会の衆議院における同法案の強行採決であった。当時同法案が付託されていた内閣委員会の委員長は自民党の遺家族議員協議会系の徳安実蔵氏、筆頭理事は小宮山重四郎氏であった。時の総理田中角

榮氏は、この法案の成立には異常な熱意を燃やし、なにがなんでもこの国会でケリをつけよと命じていた。推進がわは、田中角榮氏が総理である間に結着をつけねば、永遠に陽の目をみることはないだろうという危機感をもっていた。

しかしこの法案は、ひとたび委員会審議に入れば、野党がわからのきびしい質問が予想される。こんなときにはいつも心強い盟友となってくれる民社党さえもが、堅い表情をくずそうとはしない。この法案の非民主性、違憲性はあますところなく国民の前にさらけ出され、このあと国会に提出することは不可能という状況さえ生まれかねない。そのうえ、野党がわに比べて自民党議員の勉強不足はおおろおおろできない。そこで問答無用とばかりに、お定まりの強行採決ということになった。本会議でももちろん、単独強行採決されたのであるが、この自民党の横暴なやり口は

国民の激しい怒りを買ひ、広く全国的に批判の火が燃えあがった。

宗教界でも従来は比較的静かな反対運動をつづけていたカトリックが、自民党の暴挙にひとしお危機を感じて、集会、デモなどを積極的に行ない、同法案に反対の姿勢を強く打ち出した。真宗教団連合も抗議文を自民党田中総裁に提出した。新宗連では青年たちにより、東京、愛知、大阪、九州などで計二万五千人の参加する街頭集会、デモ行進が行なわれた。同法案を成立させないための署名誓願は昨年五月二十一日現在で累計一三、六一四、二〇七人に及んだ。

それにつづく七月の参議院議員選挙では、皮肉なことに新宗連、生長の家、浄土真宗本願寺派などから立候補した、いわゆる宗教関係候補者（いずれも自民党）五人がクソワを並べて落選するという憂き目を見、自民党の低落傾向に拍車をかけた。

靖国神社法案は第七二国会では、参議院段階で時間切れとなり、審議未了、廃案となったものの、国会における同法案をめぐるの、独断的な自民党の態度が、宗教者、とくに若者たちにつきかり嫌われ、たとえ同信の徒であろうとも、自民党に籍を置くものには票を投じないという結果を招いたのであろう。これによって、自民党は一二七名、四野党及び二院クラブの合計は一二〇名となり、その差は

七名、保革伯仲の時代に入ったのである。自民党にとって手痛いことには、参議院における同法案の關係委員会では、野党のほうが優勢という現象が生じた。すなわち内閣委員会、文教委員会は定員ともに二〇名、そのうち委員長は自民党が取っているの、委員は自民九、野党一〇ということになり、靖国法案は野党の協力なしでは、成立しにくいという状況を迎えた。

### 変貌する // 靖国法案 //

このような状況のなかで田中総理が退陣し、新総理が登場した。田中氏に比べてリベラルな考えをもっているとみられていた三木武夫氏は、当初はこの法案にかなり消極的であり、できることなら国会への提出は見合せたい意向のようであった。しかし自民党内のタカ派集団である遺家族議員協議会の連中が、またぞろ戦没者の慰霊、表敬について法案をつくるために活動をはじめた。すなわち本年二月一〇日（建国記念の日の前日）に会合を開き、従来の靖国神社法案とは別に、天皇、総理大臣などの靖国神社公式参拝を実現しようとする「戦没者等の慰霊に対する表敬に関する法案」について協議を行なった。

従来の「靖国法案」はいちおうタナ上げの形になっているが、これには深いわけがあるように思われる。推進派は、同法案が成立し、特殊法人「靖国神社」が実現したと

きにも、現在の宗教法人の祭儀や施設にはいっさい変更がなく、まったく同じ形で護持されるものと考えていた。しかし、昨年の参議院選の前に自民党政調会が、衆議院法制局にたいして、同法案推進のための資料として求めた「靖国神社法案の合憲性」という見解は、推進派の意向を逆にするような内容のものであった。

もともと従来の「靖国法案」の骨子をつくったのは衆議院の法制局であり、彼らは満々たる自信をもってこの法案の合憲性を強調していた。しかし祭儀その他の宗教的な核心部分については、附則第六条で「靖国神社審議会」に諮問して決定しなければならぬとしながら、法制局なりの見解を発表したものである。それによれば、祭祀の中心をなす靈璽（神鏡及び神剣）は、信仰の対象としてではなく、宝物として保存されること。祝詞は奏上できないこと。降神、昇神の儀は止めること。修祓の儀は別の型式のものと考えること。神樂も別な型式を考案すること。礼拝の型式は自由とすべきこと。神職の職名は変更されるべきこと。儀式行事は他宗教を信ずるものにも何等心情的抵抗を感じさせるものであってはならないこと。鳥居その他の物的施設は、名称を検討すること。

このような制限を加えているのである。たとえ特殊法人となっても宗教団体であることには変りない靖国神社に、公権力からこのような干渉が行なわれることは、とうてい

許されるべきではない。推進派もようやく事の重大性に気づいて、「法案成立後の同神社の祭儀のあり方が、従来の同神社の伝統の祭式をまったく無視したもので、これでは形だけ造って魂を入れないのと同じである」（中外日報 四九・七・一二）と、激しく拒否の姿勢を示した。

このような結果になるのは当初から分かりきっていることであり、われわれはだから「靖国神社は従来の宗教法人のまま存続すべきである」と主張しつづけてきたのである。

法制局の見解、野党の攻勢、宗教界を中心とした国民の強い反対の姿勢——このような自民党と法案推進派にとつて不利な情勢の中にあつて、苦しまぎれに考えられた、捨て身の戦法が「戦没者等の慰霊に対する表敬に関する法案」である。新しいこれらの動きの中心となつているのは、徳安氏の前に衆議院内閣委員長をつとめた三原朝雄氏と、当時の同委員会筆頭理事藤尾正行氏である。藤尾氏は青風会のアクチブであり、現在の内閣委員長である。彼は「英霊への表敬は国家が責任をもって行なわなければならない」という強い信念をもちながら、いわゆる「遺族系議員」とは別の行動をとっている。田中前総理は靖国神社法案の成立を強く望んでいたが、これをめぐる党の内外の複雑な事情にはお手あげの形で、なんら成案をもたず、このことに関しては、三原、藤尾の両氏の采配に任せるとい

約束をしている。

藤尾氏は昨年、自民党内につくられた「靖国神社法案協議会」の世話人となり、彼なりの自負のもとに、同法案成立のための方策を講じている。これが「英霊の国家護持」の本宗をもって自ら任じている遺族系議員のカンにさわり、対立した時機もあったが、老人の多い遺族系が、いまは藤尾氏の政治力の前に屈しているという状況ではなからうか。

さて、藤尾氏は従来の法案に手直しを加えて、早期に成立をはかり、この五月に来日するイギリスのエリザベス女王に天皇といっしょに参拝してもらおうという考えのようである。読売新聞（五〇・二・九、朝刊）によれば、従来の法案は「遺族会を中心に非宗教化への反対論が強いため、今国会では内容を変え、財政援助よりも首相、閣僚や衆参両院議長はもちろん、天皇も参拝できるように工夫したい」といふ点に、焦点が移っている。

考えてみれば、財政豊かな靖国神社に国が更に公金を支出することは無意味であり、かつ憲法八九条違反のそしりを受けることも自民党にとっては愉快なことではない。この部分を思いきって捨て去って、「靖国神社法案」の神髄ともいふべき「天皇公式参拝」をかちとろうというわけである。推進派にとってみれば、公金支出は譲歩したのだから、これだけは一步も引けないギリギリの線だとして、強

引に「手直し法案」を成立させるために必死の攻勢に出るだろう。

自民党内ではこれに関連して「天皇には自分の意志で靖国神社に参拝する宗教の自由を有するか」「自衛隊の儀仗兵が靖国神社に集団参拝することは、憲法及び自衛隊法に違反せぬか」などの研究が進められている。こうなると戦後、宗教法人として心ある崇敬者により護持されてきた靖国神社は、にわかに変貌して、「自衛隊の精神的支柱」「国民の鑑たる『英霊』を祀る社」「天皇の股肱の臣を祀る社」としての性格を強めていくことは確かである。その次には何がやってくるのかと、われわれは恐怖を感ぜざるをえない。あいまいモコとした新法案の中に盛りこまれるであろう九寸五分の恐ろしさは、十分に警戒されるべきである。

なおこの法案の他に推進派が用意している案としては、神道のイデオログ葦津珍彦氏や、靖国会事務局長瑞三郎氏などの提唱する財団法人「靖国神社」案——境内を国の施設として祭祀を財団が執行するというもの。また靖国神社奉賛会になんらかの法人格を与えて公金を支出する案などもあり、推進派内でも百花齊放という複雑な事態が生じているのである。